

## 船舶事故調査報告書

平成29年5月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年5月19日 03時19分ごろ
発生場所	愛媛県上島町 <sup>いきな</sup> 生名島東方沖 生名港沖防波堤北灯台から真方位073°710m付近 (概位 北緯34°16.0′ 東経133°11.7′)
事故の概要	油タンカー第八 <sup>かんのん</sup> 観音丸は、北東進中、また、新聞輸送船第五 <sup>あさひ</sup> 朝日丸は、南東進中、両船が衝突した。 第八観音丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、第五朝日丸は、右舷中央部外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油タンカー 第八観音丸、199トン 133706、有限会社観成海運 47.76m×8.00m×3.40m、鋼 ディーゼル機関、588kW、平成4年12月25日 B 新聞輸送船 第五朝日丸、5トン未満 273-2021広島、個人所有 11.54m (Lr) × 2.10m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、84.6kW、昭和51年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 53歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成4年12月22日 免状交付年月日 平成24年8月17日 免状有効期間満了日 平成29年12月21日 B 船長B 男性 38歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年7月24日 免許証交付日 平成23年7月7日 (平成28年7月6日まで有効)
死傷者等	なし

損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、生名島東方沖を広島県尾道糸崎港第1区に向け、機関を全速力前進にかけ、約9ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により北東進した。</p> <p>船長Aは、単独の船橋当直につき、レーダーをスタンバイ状態として目視で見張りに当たり、左舷船首方にB船の緑灯を視認し、B船が、A船の船首方を通過して右舷方の上島町弓削島に行くものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けた。</p> <p>A 船は、船長Aが、弓削瀬戸の中央を通過しようとして前を見て操船に当たっていたところ、B船の緑灯を左舷船首方至近に視認し、機関を中立運転としたが、平成28年5月19日03時19分ごろ、生名島東方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>A 船は、衝突後、弓削島西方の伊勢が鼻沖に錨泊し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、新聞輸送の目的で、広島県尾道市因島の土生港長崎棧橋を03時09分ごろ出発し、生名島立石港で新聞を降ろして弓削港に向かった。</p> <p>船長Bは、操舵室中央の椅子に腰を掛けて操船に当たり、機関を全速力前進にかけ、約10knの速力で、手動操舵により南東進していたところ、右舷船首方に小型船舶の緑灯を視認し、動静を確認しようとして機関を微速力前進に落としたのち停止して同小型船舶を見ていた。</p> <p>船長Bは、小型船舶が右舷船尾方の生名島に向けて航行していったので、油ノ沖ノ石灯浮標の北方で左転して機関を微速力前進にかけて増速し、周囲を見たところ右舷船首方至近にA船の船体を認めた。</p> <p>B 船は、船長Bが機関を後進にかけたが、A船と衝突した。</p> <p>B 船は、船長Bが家族に本事故の発生を連絡し、浸水があったので、来援した家族の漁船に横抱きにされて弓削港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A 船は、C重油約280tを積載し、喫水が船首約2.0m、船尾約3.1mであった。</p> <p>B 船には、レーダー、GPSプロッター等の航海計器の装備はなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B あり
船体・機関等の関与	A なし、B なし
気象・海象等の関与	A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、生名島東方沖を北東進中、船長Aが、B船がA船の船首方を通過するだろうと思い、弓削瀬戸の中央を通過しようとして前を見ていてB船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が左舷船首方で一旦減速し、その後増速して接近して来ることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、生名島東方沖を南東進中、船長Bが、右舷方を反航する小型船舶を見ていて右舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、弓削瀬戸へ向けて北上するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、生名島東方沖において、A船が北東進中、B船が南東進中、船長Aが、B船がA船の船首方を通過するだろうと思い、弓削瀬戸の中央を通過しようとして前を見ていて、また、船長Bが、右舷方を反航する小型船舶を見ていて、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

